

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和元年6月25日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 休止届出業者名等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町32番地京都バルビル2階
株式会社メイワ
代表取締役 中村 計俊

2 休止届出年月日

令和元年6月10日

(上下水道局水道部水道管路課)